

川内原発 鹿児島県知事

どうおもう？

川内原発再稼働後初めての鹿児島県知事定例会見がありました。

2015年8月28日 伊藤祐一郎 鹿児島県知事定例会見

(参考資料①)

ともかく規制委員会があれほど厳しい規制基準を作られたと。それで、「百万年原子炉が運転して、初めて1回事故が起こる確率」、そこまで精度を高めたと思うのです。そしてもし事故があったとしても、福島の時に放出した放射性物質、その百分の1のレベルになるように、1万テラベクレルが100テラベクレルですね、そこまで制度設計をした、

その基準で、今の薩摩川内の原子炉において防御措置をいろいろ講じましたから、いわば緊急発電であれ、冷やすための水であれ、それをやると、薩摩川内で発生する放射性物質は5.6テラベクレルですよね。そして、サイトから5.5キロの所は、人が受ける放射線はもう5マイクロシーベルトしか発生しない。

今の基準でいけば、**私の知見では、ほとんど事故も起こらないし**、もしここで人が避難するような事故でも起こると、根底がひっくり返るので大変なことになるのではないかと思いますね。

(参考資料②)

「新規規制基準」 4.安全目標について 2) 「事故時のセシウム137の放出量が100テラベクレルを越えるような事故の発生頻度は、100万炉年に1回程度を越えないように抑制されるべき」
のことを言っているようです

(参考資料③ p.19)

「川内原発1,2号機の安全対策について」 「最も厳しい重大事故が発生した場合でも格納容器は破損せず、放射性物質(セシウム137)の放出量は、7日間で1基あたり5.6テラベクレルになることを評価し、原子力規制委員会によって確認されました」

という九電の資料の内容のことのようです。

防災訓練について

ほとんど実際の可能性はないと思いますが、そこでどこまで想定して実際的な防災訓練をやるかという問題が出てきますが、**一応、最大の防災訓練をしたいと思います。**

今回の制度設計上は、**直ちに原子炉が破裂して一気に放射性物質が飛ぶということはない**のです。

今回の実際は、(中略) **時間があるのです**。時間があるので、交通がそんなに輻輳したりなんだったたり、日本のいろんな所の避難の状況を見た時に、アメリカでスリーマイルの時には、赤ちゃんがいる人は早く逃げてくださいと言った瞬間にフリーウェイがパンクしたのですが、日本ではそんなことは起こりませんね。起こらないと思いますよ。(中略) ほぼだいたい、今言ったような話をお聞きになれば、**ほぼだいたい避難計画については**、もし何か起こったとしても、その時間軸もありますので、**だいたいパーフェクトに対応できていると私は思います**ね。

『時間がある』と言っているのは避難計画では緊急事態発生時、放射性物質放出開始前から必要に応じた措置をとる、とされていることや、5km圏内は避難だが、30km圏内は屋内退避となる、という点が根拠のようです。(参考資料④)

避難者の受け入れ先について

そんなに難しい要件がそこにあるとは、私は思いません。
普通に避難を受けるのと全く一緒ですよ。ね。
今回台風が来ました。避難準備情報を出して避難されました。それと同じですよ。ね。
どれくらい長くなるかというのは、また次の問題で、
口永良部島など、それとはまた別の問題ですよ。ね。
東北みたいなことになったらもう最後ですが。

はい・・・少し基本に戻りましょう。
そもそも災害対策で県知事に求められている事って何なのでしょう？

原子力災害対策特別措置法

(参考資料⑤)

第5条 (地方公共団体の責務)

地方公共団体は、(中略)

原子力災害についての**災害対策基本法第4条第1項 及び第5条第1項**の責務を遂行しなければならない。

災害対策基本法

(参考資料⑥)

第4条 (都道府県の責務)

都道府県は、**基本理念にのっとり**、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

第5条1項は (市町村の責務) なので今回省略

第2条2 (基本理念)

災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 1 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、**災害の発生を常に想定**するとともに、**災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る**こと。

少しだけ感想を

伊藤知事は2014年11月7日の会見で、仮に川内原発が事故を起こしても「命の問題なんか発生しない」とも言っているわけですが、(参考資料⑦) その頃と考え方が全く変わる事無く、川内原発は再稼働されてしまいました。

今回の会見で何度も「事故は起きない」というようなことを言っていますが、災害対策基本法の基本理念は『災害の発生を常に想定』することです。

都道府県知事として、今回の会見での発言も大問題だと思うんですが、世の中ではほとんど問題にはなっていないようです。。。

福島事故は全く収束せず、事故原因も不明な中で作られた規制基準をどうしてそこまで信頼できるのか、理解に苦しみます。よっぽど規制委員会を信頼しているのか、あるいは今の『何かあっても誰も責任取らないで済む体制』を信頼しているのか、いずれにしても、川内原発は動きだし、せっかく冷えた燃料はまた熱を持ち、新たな破棄物を生み出し始めました。

廃棄物の事を考えると、原発再稼働の判断には、ずうっと先の生命(もう人間はいないかもしれません)に対する責任も考える必要があります。

ところが今原発政策を考える人達は、今生きる人達の命の話である避難計画でさえもまともに考える事が出来ていません。こんな人達に原発政策を進める資格はありません。

参考資料

- ①鹿児島県HP 平成27年8月28日定例知事記者会見
http://www.pref.kagoshima.jp/aa02/chiji/kaiken/h27/kaiken_0828.html
- ②原子力百科事典ATOMICA「商業用原子力発電炉に係る新規規制基準(平成25年7月決定)(11-02-01-03)」
http://www.rist.or.jp/atomica/data/dat_detail.php?Title_Key=11-02-01-03
- ③九州電力HP 九州電力データブック2014別冊
http://www.kyuden.co.jp/company_data_book.html
- ④内閣府HP 地域防災計画・避難計画策定支援「川内地域の緊急時対応(原子力防災会議)」
http://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/keikaku/keikaku.html
- ⑤e-gov 原子力災害対策特別措置法
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11HO156.html>
- ⑥e-gov 災害対策基本法
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S36/S36HO223.html>
- ⑦私のHP 茶色の朝を迎えない為に 国会前ポスターシリーズ 2014年11月21日展示
<http://brownmorning.s3-website-ap-northeast-1.amazonaws.com/html/kanteimaedoc.html>